

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年4月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	八王子市
4. 届出番号	13
5. 独自利用事務の事例番号	67-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/007/006/p021372.html">http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/007/006/p021372.html</a>

執行機関名 八王子市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者(児)に関する事務であって市規則で定めるもの(心身障害者)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例別表第1 第4の項 障害者(児)に関する事務であって市規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第1条	八王子市中心身障害者福祉手当支給条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	身体上又は精神上の障害のため日常生活に著しい支障のある者に対し、心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、これらの者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		八王子市中心身障害者福祉手当支給条例 八王子市中心身障害者福祉手当支給条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	八王子市心身障害者福祉手当支給条例第5条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	八王子市心身障害者福祉手当支給条例第4条の規定による心身障害者福祉手当の受給資格の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	八王子市心身障害者福祉手当支給条例第4条 八王子市心身障害者福祉手当支給条例施行規則第7条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号	八王子市心身障害者福祉手当支給条例施行規則 第16条
②事務の内容	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第五条(同令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	八王子市心身障害者福祉手当支給条例施行規則第16条の心身障害者福祉手当受給者現況届に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号	八王子市心身障害者福祉手当支給条例第4条 八王子市心身障害者福祉手当支給条例施行規則第7条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

備考		
----	--	--